



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年3月16日金曜日 第2958号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則..... (労政雇用課) ... 141

告 示

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 142

指定自立支援医療機関の名称の変更..... (健康増進課) ... 142

指定自立支援医療機関の所在地の変更..... (") ... 142

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売代金収納事務の委託..... (障がい福祉課) ... 142

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 142

保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 142

土地収用法に基づく事業の認定..... (用地課) ... 143

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除..... (砂防課) ... 144

土砂災害警戒区域の指定..... (") ... 144

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (") ... 144

都市計画の変更（追加）（4件）..... (都市計画課) ... 147

都市計画の変更（一部変更）..... (") ... 147

都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）..... (都市整備課) ... 147

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 148

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 148

土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 148

土地改良区連合役員の就退任の届出..... (") ... 149

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 149

道路の区域変更（県道内子双海線）..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 149

公 告

技能検定の合格者..... (労政雇用課) ... 149

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行..... (建築住宅課) ... 157

自動車保管場所証明電子化システム構築業務委託及び関連機器の購入..... (警察本部会計課) ... 158

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... (警察本部交通企画課) ... 159

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 159

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第3号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月16日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）

名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略					
愛媛県立松山高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	省略		
		省略			
省略					

名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略					
愛媛県立松山高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	省略		
			情報システム科	15人	1年
		省略			
省略					

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第236号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成30年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者名	認定の有効期限
立花病院	新居浜市喜光地町1丁目13番29号	医療法人社団久和会	平成33年3月9日まで

○愛媛県告示第237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成30年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		変更年月日
変更前	変更後	
訪問看護ステーションまごころ	訪問看護ステーションサスケ	平成30年2月10日

○愛媛県告示第238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		変更年月日
	変更前	変更後	
東松山訪問看護ステーション	松山市高井町1211番地	松山市南土居町70番地4	平成30年2月15日

○愛媛県告示第239号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事

務を次のとおり委託した。

平成30年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号

- 2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第240号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成30年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成36年4月9日	愛媛県第1251号	炭酸カルシウム肥料	園芸用粒状苦土石灰	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	含有を許される有害成分の最大値及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第241号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字上家地547、548、549の1、549の2、742の1、745、747の1、748の1、748の2、749の1、750、751の1、754の1、796、993、994、996の2、997の2、997の5、1000、1001の1、1001の2、1006の1から1006の3まで、1017の1、1028、1030、1032、1073の1、1074の1、1083

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第242号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成30年3月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 起業者の名称 八幡浜市
- 2 事業の種類 (仮称)旧菊池清治邸保存整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分
- 土地
愛媛県八幡浜市字浜町地内
建物
愛媛県八幡浜市字浜町地内

- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県八幡浜市字浜町地内の土地508.95平方メートルを起業地とする「(仮称)旧菊池清治邸保存整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、八幡浜市が歴史的建造物を保存し、収蔵品の展示施設やボランティアガイドの活動拠点等として活用する事業であることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、八幡浜市議会において八幡浜市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、八幡浜市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

旧菊池清治邸は、平成29年4月19日、八幡浜市文化財保護条例（平成17年3月28日条例第112号）第3条の規定に基づき、八幡浜市文化財に指定された建造物である。当該建造物は、海運業を営む他、公栄会社や八幡浜銀行の設立、米油組や製糸工場など幅広く経営し、八幡浜の諸産業興隆に大きく

貢献した商家の4代目菊池清治正明の住居であったほか、大正期に八幡浜町長、昭和22(1947)年からは八幡浜市長として市政のかじ取りをおこなった7代目菊池清治の住居等として使用されていた建造物である。

また、菊池家が中継交易において重要な役割を果たしていた関係から、菊池清治邸を構成する居宅及び隣接する土蔵造りの倉庫には、当時の商取引にかかる資料、交易船の船首飾りのほか、旧保内の歴史の核である宇和紡績や白石紡績の看板など、数百点の貴重な収蔵品が確認されるなど、八幡浜の発展において重要な役割を果たした菊池家の歴史とともに、港町八幡浜の繁栄の歴史や商家の姿を伝える貴重な遺産である。

さらに、市の文化財の保存及び活用の推進のため平成30年1月に市が策定した八幡浜市文化財保存活用基本計画（以下、「基本計画」という。）においては、地域の文化財を紹介するガイド等、文化財の保存と活用の幅を広げる多様な協働が重要とし、市の歴史文化の研究団体である「八幡浜史談会」や、観光ボランティアを行う「八幡濱みてみん會」等の団体が主体となり、旧菊池清治邸を活動拠点とした当該建造物の歴史及び収蔵品の解説のほか、周辺地区の案内など、来訪者の対応ができる環境の整備が必要としている。

しかしながら、旧菊池清治邸は建造物の老朽化による劣化が激しく、また、屋根の一部が倒壊寸前の状態となっており、放置しておくとも崩落により通行者に危害が及ぶ可能性が高くなっているうえ、周辺住民からは、屋根や壁が崩落して自宅敷地に落下する恐れがあるため、早急に措置をお願いしたいとの苦情が相次いでいる。

本件事業は、旧菊池清治邸を市が取得したうえで修復を行い、市の歴史文化の研究団体や観光ボランティア団体の活動拠点として活用するものであり、多数の収蔵品を通した市史の研究を進めるとともに、建造物自体の貴重な技巧や、収蔵品について常駐するガイドによる解説を行う体制を整えることで、市の歴史文化の理解拡大や観光客との交流につながるほか、これらの団体の活動意欲向上や活動拡大にもつながるものである。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため環境影響評価は実施していないが、施工に際しては低騒音・低振動型の建設機械を使用する等、環境への影響を最小限に抑制する対策を講じている。また、起業地は特定希少野生動植物保護区域外で、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられないうえ、埋蔵文化財包蔵地も存在しない。以上のことから、環境等への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本起業地は、旧菊池清治邸が存する土地であり、当該事業は当地以外では事業が実施できない。

なお、旧菊池清治邸を含む市の指定文化財建造物全体の整備・活用方針は、基本計画の策定時に社会的条件等について

比較・検討のうえ決定されたものであり、これに基づく本件事業計画は合理的であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

上記(3)アで述べたとおり、旧菊池清治邸は、八幡浜市文化財に指定された建造物であり、八幡浜の発展において重要な役割を果たした菊池家の歴史とともに、港町八幡浜の繁栄の歴史や商家の姿を伝える貴重な遺産であるにもかかわらず、建物自体の老朽化による劣化が激しく、また、屋根の一部が倒壊寸前の状態となっており、放置しておくこと崩落により通行者に危害が及ぶ可能性が高くなっているうえ、周辺住民からは、屋根や壁が崩落して自宅敷地に落下する恐れがあるため、早急に措置をお願いしたいとの苦情が相次いでいる。

しかしながら、所有者は補修を行う予定がなく、取り壊しによる消失の恐れも高いことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

八幡浜市教育委員会生涯学習課

○愛媛県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 6 columns: 土砂災害警戒区域 (Name, Designated Area, Cause), 土砂災害特別警戒区域 (Name, Designated Area, Cause), and Action (Building impact).

Table with 7 columns: 西早川上川 (206-1101), 西条市早川 (次), 土石流, 西早川上川 (206-1101), 西条市早川 (次), 土石流, 次.

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 3 columns: 土砂災害警戒区域 (Name, Designated Area, Cause).

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 4 columns: 土砂災害警戒区域 (Name, Designated Area, Cause), 土砂災害特別警戒区域 (Name, Designated Area, Cause), and Action (Building impact).

大久保 206 - I - 14 0(1)	西条市中野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大久保 206 - I - 14 0(1)	西条市中野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
河ヶ平 A 206 - I - 14 1(1)	西条市荒川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	河ヶ平 A 206 - I - 14 1(1)	西条市荒川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
河ヶ平 B 206 - I - 14 2(1)	西条市荒川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	河ヶ平 B 206 - I - 14 2(1)	西条市荒川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
尾土居 206 - I - 15 0(1)	西条市氷見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	尾土居 206 - I - 15 0(1)	西条市氷見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
名古瀬 206 - I - 15 5(1)	西条市西之川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	名古瀬 206 - I - 15 5(1)	西条市西之川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
早川B 206 - I - 17 8(2)	西条市早川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	早川B 206 - I - 17 8(2)	西条市早川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
ファミ リーハ イツA 206 - I - 17 9(2)	西条市飯岡 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	ファミ リーハ イツA 206 - I - 17 9(2)	西条市飯岡 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
引地 212 - I - 16 0(1)	西条市内河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	引地 212 - I - 16 0(1)	西条市内河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
国山 212 - I - 16 3(1)	西条市内河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	国山 212 - I - 16 3(1)	西条市内河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
夜討ヶ 窪 212 - I - 16 4(1)	西条市内河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	夜討ヶ 窪 212 - I - 16 4(1)	西条市内河之内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
六軒家 212 - I - 26 55(1)	西条市河原津 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	六軒家 212 - I - 26 55(1)	西条市河原津 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
影無 323 - I - 16 5(1)	西条市丹原町楠達 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	影無 323 - I - 16 5(1)	西条市丹原町楠達 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
保井野 A 323 - I - 16 6(1)	西条市丹原町明河 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	保井野 A 323 - I - 16 6(1)	西条市丹原町明河 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
鍛冶屋 A 323 - I - 17 2(1)	西条市丹原町鞍瀬 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	鍛冶屋 A 323 - I - 17 2(1)	西条市丹原町鞍瀬 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
落合 323 - I - 17 7(1)	西条市丹原町鞍瀬 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	落合 323 - I - 17 7(1)	西条市丹原町鞍瀬 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中千原 323 - I - 17 8(1)	西条市丹原町千原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中千原 323 - I - 17 8(1)	西条市丹原町千原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

下千原 B 323 - I - 18 0(1)	西条市丹原町千原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下千原 B 323 - I - 18 0(1)	西条市丹原町千原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
相之谷 323 - I - 18 1(1)	西条市丹原町白坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	相之谷 323 - I - 18 1(1)	西条市丹原町白坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
笹ヶ峠 323 - I - 18 3(1)	西条市丹原町白坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	笹ヶ峠 323 - I - 18 3(1)	西条市丹原町白坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
宝ヶ口 323 - I - 18 4(1)	西条市丹原町白坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宝ヶ口 323 - I - 18 4(1)	西条市丹原町白坂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大倉 323 - I - 19 0(1)	西条市丹原町開屋 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大倉 323 - I - 19 0(1)	西条市丹原町開屋 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
田滝A 323 - I - 19 1(1)	西条市丹原町田滝 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田滝A 323 - I - 19 1(1)	西条市丹原町田滝 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
田滝B 323 - I - 19 2(1)	西条市丹原町田滝 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田滝B 323 - I - 19 2(1)	西条市丹原町田滝 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高松 323 - I - 19 3(1)	西条市丹原町高松 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高松 323 - I - 19 3(1)	西条市丹原町高松 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
兼久 323 - I - 19 4(1)	西条市丹原町高松 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	兼久 323 - I - 19 4(1)	西条市丹原町高松 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
徳能 323 - I - 19 6(1)	西条市丹原町徳能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	徳能 323 - I - 19 6(1)	西条市丹原町徳能 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高知 323 - I - 19 7(1)	西条市丹原町高知 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高知 323 - I - 19 7(1)	西条市丹原町高知 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
田滝 ⁽¹⁾ 323 - II - 3 (1)	西条市丹原町田滝 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田滝 ⁽¹⁾ 323 - II - 3 (1)	西条市丹原町田滝 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
鷺谷川 206 - 1097	西条市下島山 (次の 図のと おり)	土石流	鷺谷川 206 - 1097	西条市下島山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西早川 上川 206 - 1101 - 1	西条市早川 (次の 図のと おり)	土石流	西早川 上川 206 - 1101 - 1	西条市早川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
津越谷 川 206 - 1116	西条市津越 (次の 図のと おり)	土石流	津越谷 川 206 - 1116	西条市津越 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

青木川 206 - 1117	西条市 津越 (次の 図のと おり)	土石流	青木川 206 - 1117	西条市 津越 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	アシ谷 川 212 - 1010 - 2	西条市 黒谷 (次の 図のと おり)	土石流	アシ谷 川 212 - 1010 - 2	西条市 黒谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
長瀬谷 川 206 - 1121	西条市 中野 (次の 図のと おり)	土石流	長瀬谷 川 206 - 1121	西条市 中野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	小島川 212 - 1015 - 1	西条市 広岡・ 安用 (次の 図のと おり)	土石流	小島川 212 - 1015 - 1	西条市 広岡・ 安用 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中谷川 206 - 1122	西条市 荒川 (次の 図のと おり)	土石流	中谷川 206 - 1122	西条市 荒川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	小島川 212 - 1015 - 2	西条市 広岡・ 安用 (次の 図のと おり)	土石流	小島川 212 - 1015 - 2	西条市 広岡・ 安用 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上谷川 206 - 1123	西条市 荒川 (次の 図のと おり)	土石流	上谷川 206 - 1123	西条市 荒川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	小島川 212 - 1015 - 3	西条市 広岡・ 安用 (次の 図のと おり)	土石流	小島川 212 - 1015 - 3	西条市 広岡・ 安用 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
チロル 川 206 - 1127	西条市 藤之石 (次の 図のと おり)	土石流	チロル 川 206 - 1127	西条市 藤之石 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	小島川 212 - 1015 - 4	西条市 広岡・ 安用・ 石延 (次の 図のと おり)	土石流	小島川 212 - 1015 - 4	西条市 広岡・ 安用・ 石延 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
天神谷 川 206 - 1138	西条市 洲之内 (次の 図のと おり)	土石流	天神谷 川 206 - 1138	西条市 洲之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	裏谷川 321 - 1004	西条市 小松町 妙口 (次の 図のと おり)	土石流	裏谷川 321 - 1004	西条市 小松町 妙口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
湯之谷 川 206 - 1142	西条市 洲之内 (次の 図のと おり)	土石流	湯之谷 川 206 - 1142	西条市 洲之内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	開谷 321 - 1006	西条市 小松町 大郷 (次の 図のと おり)	土石流	開谷 321 - 1006	西条市 小松町 大郷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
前神寺 谷川東 川 206 - 1144	西条市 西田 (次の 図のと おり)	土石流	前神寺 谷川東 川 206 - 1144	西条市 西田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	三谷川 323 - 1001	西条市 丹原町 高松 (次の 図のと おり)	土石流	三谷川 323 - 1001	西条市 丹原町 高松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東弘川 206 - 1147	西条市 坂元 (次の 図のと おり)	土石流	東弘川 206 - 1147	西条市 坂元 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西観音 谷川 323 - 1002	西条市 丹原町 田滝・ 高松 (次の 図のと おり)	土石流	西観音 谷川 323 - 1002	西条市 丹原町 田滝・ 高松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
向猪狩 川上川 206 - 1149	西条市 坂元・ 氷見 (次の 図のと おり)	土石流	向猪狩 川上川 206 - 1149	西条市 坂元・ 氷見 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	井出ヶ 谷川 323 - 1005	西条市 丹原町 川根 (次の 図のと おり)	土石流	井出ヶ 谷川 323 - 1005	西条市 丹原町 川根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西峠川 212 - 1004 - 1	西条市 実報寺 (次の 図のと おり)	土石流	西峠川 212 - 1004 - 1	西条市 実報寺 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	明穂谷 川 323 - 1015	西条市 丹原町 明穂 (次の 図のと おり)	土石流	明穂谷 川 323 - 1015	西条市 丹原町 明穂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西峠川 212 - 1004 - 2	西条市 実報寺 (次の 図のと おり)	土石流	西峠川 212 - 1004 - 2	西条市 実報寺 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西ノ谷 川 323 - 1021	西条市 丹原町 来見・ 丹原町 志川・ 丹原町 湯谷口 (次の 図のと おり)	土石流	西ノ谷 川 323 - 1021	西条市 丹原町 来見・ 丹原町 志川・ 丹原町 湯谷口 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
竹ヶ谷 川 212 - 1007	西条市 楠 (次の 図のと おり)	土石流	竹ヶ谷 川 212 - 1007	西条市 楠 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	稲荷谷 川 323 - 1023	西条市 丹原町 鞍瀬 (次の 図のと おり)	土石流	稲荷谷 川 323 - 1023	西条市 丹原町 鞍瀬 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
世田川 212 - 1008 - 1	西条市 楠・河 原津 (次の 図のと おり)	土石流	世田川 212 - 1008 - 1	西条市 楠・河 原津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	日浦谷 川 323 - 1024	西条市 丹原町 鞍瀬 (次の 図のと おり)	土石流	日浦谷 川 323 - 1024	西条市 丹原町 鞍瀬 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
世田川 212 - 1008 - 2	西条市 楠・河 原津 (次の 図のと おり)	土石流	世田川 212 - 1008 - 2	西条市 楠・河 原津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり							
アシ谷 川 212 - 1010 - 1	西条市 黒谷 (次の 図のと おり)	土石流	アシ谷 川 212 - 1010 - 1	西条市 黒谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり							

古美谷川 323 - 1026	西条市丹原町明河 (次の図のとおり)	土石流	古美谷川 323 - 1026	西条市丹原町明河 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ネンジョ谷川 323 - 1028	西条市丹原町明河 (次の図のとおり)	土石流	ネンジョ谷川 323 - 1028	西条市丹原町明河 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西和霊谷川 323 - 1036	西条市丹原町白坂・丹原町関屋 (次の図のとおり)	土石流	西和霊谷川 323 - 1036	西条市丹原町白坂・丹原町関屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和霊谷川 323 - 1037	西条市丹原町白坂・丹原町関屋 (次の図のとおり)	土石流	和霊谷川 323 - 1037	西条市丹原町白坂・丹原町関屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ショウジガ谷川 323 - 1040	西条市丹原町来見 (次の図のとおり)	土石流	ショウジガ谷川 323 - 1040	西条市丹原町来見 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大倉谷川 323 - 1042 - 1	西条市丹原町関屋 (次の図のとおり)	土石流	大倉谷川 323 - 1042 - 1	西条市丹原町関屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大倉谷川 323 - 1042 - 2	西条市丹原町関屋 (次の図のとおり)	土石流	大倉谷川 323 - 1042 - 2	西条市丹原町関屋 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 都市計画の種類及び名称
宇和島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
宇和島都市計画区域

○愛媛県告示第247号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 都市計画の種類及び名称
大洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
大洲都市計画区域

○愛媛県告示第248号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 都市計画の種類及び名称
広見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
広見都市計画区域

○愛媛県告示第249号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 都市計画の種類及び名称
愛南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
愛南都市計画区域

○愛媛県告示第250号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 都市計画の種類及び名称
西条都市計画臨港地区 東予臨港地区
- 都市計画を変更する土地の区域

- 追加する部分
今在家、ひうちの各一部
- 削除する部分
喜多川の一部

○愛媛県告示第251号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、新居浜都市計画下水道事業新居浜公共下水道(新居浜市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 事業施行期間
昭和35年 3月 9日から
平成36年 3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
昭和48年愛媛県告示第1160号、昭和63年愛媛県告示第1509号及び平成 8年愛媛県告示第217号の事業地に宇高町四丁目を加える。
 - 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業砦部公共下水道（砦部町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成17年11月18日から

平成36年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第253号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 26) 第17454号	平成27年 3月12日	(株)八庄	八塚 猛幸	松山市南江戸4 - 7 - 20	平成30年 2月2日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 29) 第11555号	平成29年 6月10日	相原庭園	相原 巧	松山市森松町461 - 12	平成30年 2月13日	造園工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 27) 第9995号	平成27年 11月27日	東進開発(有)	上田文佐子	松山市藤野町甲7	平成30年 2月21日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 26) 第17462号	平成27年 3月25日	中央山本塗装	山本 嘉則	松山市久米窪田町916 - 18	平成30年 2月28日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年 3月16日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
29中局建（開）第40号 平成30年 3月6日	東温市志津川字松ノ木甲1730番5	松山市山越四丁目7番21号 フェニックス山越403号 越 智 健 夫

○愛媛県告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 3月16日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 村 武 治	八幡浜市五反田1番耕地567番地
"	水 沼 茂 樹	八幡浜市栗野浦226番地4
"	菊 池 滋 人	八幡浜市郷4番耕地358番地8
"	川 本 英 治	八幡浜市向灘1174番地7
"	萩 森 定 男	八幡浜市大平1番耕地688番地
"	濱 田 善 純	八幡浜市向灘1938番地
"	矢 野 哲	八幡浜市真綱代丙247番地7
"	大 野 靖 比 公	八幡浜市真綱代丙670番地
"	藤 原 福 久	八幡浜市真綱代丙684番地
"	米 花 成 喜	八幡浜市合田680番地

"	矢 野 彰	八幡浜市舌間2番耕地1288番地2
"	萩 森 良 房	八幡浜市日土町5番耕地2478番地
"	井 上 守 夫	八幡浜市日土町7番耕地1770番地
"	菊 池 耕 治	八幡浜市日土町2番耕地167番地1
"	野 本 義 仁	八幡浜市川上町川名津甲347番地
"	二 宮 佳 郁	八幡浜市川上町川名津甲328番地7
"	菊 池 啓 一	八幡浜市横平乙316番地
"	菊 池 司 郎	八幡浜市広瀬一丁目1番5号
監 事	井 上 福 之	八幡浜市谷5番耕地410番地
"	三 好 哲 秀	八幡浜市郷4番耕地118番地
"	佐 々 木 広 光	八幡浜市川上町上泊甲812番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	萩 森 良 房	八幡浜市日土町5番耕地2478番地
"	田 中 清 典	八幡浜市真綱代乙184番地6
"	橋 本 顕 治	八幡浜市若山1番耕地245番地1
"	菊 池 耕 治	八幡浜市日土町2番耕地167番地1
"	二 宮 真 治	八幡浜市日土町7番耕地78番地

"	下 田 正 典	八幡浜市郷 3 番耕地1036番地
"	野 本 義 仁	八幡浜市川上町川名津甲347番地
"	鎌 田 長 和	八幡浜市川上町川名津甲673番地
"	脇 水 将 文	八幡浜市古町二丁目 2 番20号
"	菊 池 仁 志	八幡浜市五反田 2 番耕地162番地
"	西 川 正 則	八幡浜市横平乙126番地 3
"	宮 部 浩 一	八幡浜市向灘1761番地
"	今 泉 隆	八幡浜市向灘1137番地
"	坂 本 幸 一	八幡浜市高野地849番地
"	矢 野 哲	八幡浜市真網代丙247番地 7
"	藤 原 福 久	八幡浜市真網代丙684番地
"	米 花 成 喜	八幡浜市合田680番地
"	毛 利 英 二	八幡浜市舌間 2 番耕地1029番地
監 事	井 上 福 之	八幡浜市谷 5 番耕地410番地
"	三 好 哲 秀	八幡浜市郷 4 番耕地118番地
"	佐 々 木 広 光	八幡浜市川上町川泊甲812番地 1

○愛媛県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年 3月16日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 橋 寛 久	宇和島市栄町港 2 丁目 4 番14号
"	井 上 善 一	西宇和郡伊方町大江51番地 1
監 事	阿 部 道 忠	西宇和郡伊方町大久1282番地

○愛媛県告示第257号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 27) 第14538号	平成27年 7月11日	梶本建築	梶本 忠行	大洲市上須戒乙701 - 1	平成30年 2月 2日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 24) 第15242号	平成25年 2月 7日	(有)ひかり	清水タマ子	大洲市柚木755 - 1	平成30年 2月 6日	屋根工事業	建設業の廃止
(般 - 27) 第14503号	平成27年 5月 2日	来島鉄工	来島 仁	宇和島市津島町山財4935	平成30年 2月14日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 26) 第14427号	平成27年 1月17日	(有)久保田建設	久保田豊茂	南宇和郡愛南町御荘平城2474	平成30年 2月20日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町河内681番 2 から 同町河内750番 2 まで	旧	メートル 4.9 ~ 12.7	キロメートル 0.139	
			新	10.3 ~ 50.8	0.139	

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成29年12月23日から平成30年 2月18日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2

機械加工

特級

受 検 番 号
B 2

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8	A 甲 2 A 甲 11	A 甲 3 A 甲 12	A 甲 5 A 甲 13	A 甲 6 B 1	A 甲 7 C 1

機械加工（数値制御旋盤作業）

1級

受 検 番 号
D 1

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 3

機械検査（機械検査作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10 A 甲 18 A 甲 25 A 甲 31 A 甲 37 A 甲 43 A 甲 50 A 甲 56 C 1	A 甲 4 A 甲 11 A 甲 20 A 甲 26 A 甲 32 A 甲 38 A 甲 44 A 甲 51 A 甲 58 C 2	A 甲 5 A 甲 12 A 甲 21 A 甲 27 A 甲 33 A 甲 39 A 甲 45 A 甲 52 A 甲 59	A 甲 6 A 甲 13 A 甲 22 A 甲 28 A 甲 34 A 甲 40 A 甲 47 A 甲 53 A 甲 60	A 甲 7 A 甲 14 A 甲 23 A 甲 29 A 甲 35 A 甲 41 A 甲 48 A 甲 54 A 甲 61	A 甲 8 A 甲 16 A 甲 24 A 甲 30 A 甲 36 A 甲 42 A 甲 49 A 甲 55 A 甲 63

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 9	A 甲 4 B 1	A 甲 5	A 甲 6

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 4	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2	C 3

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8 C 1	A 甲 2 A 甲 9 C 2	A 甲 4 A 甲 10 C 3	A 甲 5 A 甲 11	A 甲 6 A 甲 12	A 甲 7 A 甲 16

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 14	A 甲 18

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

2級

受 検 番 号
A 甲 2

建設機械整備

特級

受 検 番 号
B 1

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 9	A 甲 4 A 甲 11	A 甲 5 B 1	A 甲 6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10 B 1	A 甲 5 A 甲 11 B 2	A 甲 6 A 甲 13	A 甲 7 A 甲 14	A 甲 8 A 甲 15	A 甲 9 A 甲 17

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 12	A 甲 2 A 甲 13	A 甲 7 B 1	A 甲 8 B 2	A 甲 10 B 4	A 甲 11

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 A 甲 11	A 甲 3 A 甲 13	A 甲 4 A 甲 16	A 甲 5 C 1	A 甲 6

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

家具製作（家具手加工作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

パン製造（パン製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

菓子製造（洋菓子製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

製麺（機械生麺製造作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 9	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	B 1	C 1	C 3

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9 A 甲 17	A 甲 2 A 甲 10 A 甲 19	A 甲 3 A 甲 11 A 甲 20	A 甲 6 A 甲 13 A 甲 21	A 甲 7 A 甲 14 A 甲 23	A 甲 8 A 甲 15 C 1

かわらぶき（かわらぶき作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	C 1

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 11
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	C 3	C 5	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 10	A 甲 12	A 甲 14	A 甲 18	A 甲 21	B 1
C 2					

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9
A 甲 11	A 甲 14	B 1			

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10	B 1	C 1
C 3	C 4				

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1 級

受 検 番 号
C 2

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17		

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	B 1	B 2

防水施工（アスファルト防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	D 1

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号
C 2

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 2	C 3	C 4	C 5

防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 10	A 甲 11

ガラス施工（ガラス工事作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

3 級

受 検 番 号
A 甲 25

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 10 C 1	A 甲 2 A 甲 11 C 7	A 甲 3 A 甲 12 C 8	A 甲 4 A 甲 13 C 9	A 甲 8 A 甲 17 C 12	A 甲 9 A 甲 18

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 11 A 甲 32	A 甲 3 A 甲 14 A 甲 36	A 甲 4 A 甲 18 A 甲 41	A 甲 5 A 甲 27 C 2	A 甲 6 A 甲 28 C 3	A 甲 7 A 甲 31 C 6

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	C 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成30年7月1日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成30年9月9日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成30年7月22日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成30年10月14日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

(ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者であって、受験申込書に平成30年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を添えているもの

(イ) 受験申込書にやむを得ない理由により直接提出することができないことを証する書面を添えている者

イ 受験申込書は、平成30年4月2日（月）から16日（月）までの間に、ウ(イ)に掲げる提出先に簡易書留郵便で送付するこ

と。ただし、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

ウ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求
公益財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係に、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・区分を明記のうえ、FAXで請求

(イ) 提出先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部
(〒102 0094東京都千代田区紀尾井町3番6号
紀尾井町パークビル)

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成30年4月9日（月）午前10時から16日（月）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成30年4月19日（木）から23日（月）までの午前10時から午後5時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内）

(イ) 提出先

公益社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内）

4 建築設計製図の課題

平成30年6月6日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部（広島県広島市中区大手町二丁目11番15号）及び公益社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5）に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成30年8月21日（火）（予定）付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成30年 9月 4日（火）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

平成30年12月 6日（木）（予定）付けの愛媛県報で公告する。



○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年 3月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動車保管場所証明電子化システム構築業務委託及び関連機器の購入

(2) 委託業務名及び物品購入

自動車保管場所証明電子化システム構築業務 一式
自動車保管場所証明電子化システム関連機器 一式

(3) 契約の内容等

入札説明書及び関連仕様書による。

(4) 契約期間

契約締結日から平成31年 1月31日まで

(5) 契約の履行場所

愛媛県警察本部、県下各警察署及びO S S警察共同利用センタ

(6) 納入期限及び納入場所

平成30年12月31日まで

愛媛県警察本部及び県下各警察署

(7) 入札方法

入札金額は、自動車保管場所証明電子化システム構築業務及び関連機器の購入に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29・30・31年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び

愛媛県暴力団排除条例第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(3) 入札説明書内「2入札参加者に必要な資格」を有していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び関係書類提出先

愛媛県警察本部会計課調度第二係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話（089）934 0110（内線2232）

(2) 入札説明書の交付、受付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から平成30年 4月24日（火）午後5時15分まで

ウ 申請書の受付時期

平成30年 3月16日（金）から平成30年 4月24日（火）午後5時15分まで

エ 受付場所

(1)に掲げる場所

(3) 開札の日時及び場所

平成30年 4月27日（金） 午後2時30分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

(3) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。申請書は、持参して提出することとし、郵便又は伝送によるものは、受け付けない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した契約を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札成立条件

当該入札は、平成30年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、関連仕様書の開示は、閲覧のみとする。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be required: A construct of Ehime Prefectural Police Automobile storage location certification Electronic system and related equipment

(2) Time limit of tender: 2:30 p.m., 27, April, 2018

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月16日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>（安全運転管理者等の届出等）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項の安全運転管理者等の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票又は運転免許証の写し</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 安全運転管理実務経歴証明書（別記様式第13号）（<u>自動車の運転の管理に関する実務の経験（以下「実務経験」という。）が2年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にとっては、1年）未満の者を除く。</u>）又は資格認定書（別記様式第14号）の写し（安全運転管理者に限る。）</p> <p>(4) <u>安全運転管理実務経歴証明書（実務経験が1年未満の者を除く。）又は資格認定書の写し（第1号の戸籍抄本若しくは住民票の写しを添付した副安全運転管理者又は自動車の運転の経験の期間が3年未満で、かつ、同号の運転免許証の写しを添付した副安全運転管理者に限る。）</u></p> <p>5 省略</p> <p>別表第2（第9条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～92の 2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>92の3</td> <td>新居浜市道駅裏 角野線</td> <td>新居浜市坂井町三丁目甲3458番 4地先から同市星原町甲4713番 6地先まで</td> </tr> <tr> <td>93～122 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区 間	1～92の 2 省略			92の3	新居浜市道駅裏 角野線	新居浜市坂井町三丁目甲3458番 4地先から同市星原町甲4713番 6地先まで	93～122 省略			<p>（安全運転管理者等の届出等）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項の安全運転管理者等の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票 _____ の写し</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 安全運転管理実務経歴証明書（別記様式第13号） _____ _____ _____ 又は資格認定書（別記様式第14号）の写し（安全運転管理者に限る。）</p> <p>(4) <u>運転免許証の写し、安全運転管理実務経歴証明書又は資格認定書の写し（副安全運転管理者に限る。）</u></p> <p>5 省略</p> <p>別表第2（第9条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～92の 2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>93～122 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区 間	1～92の 2 省略			93～122 省略		
番号	路線名	区 間																				
1～92の 2 省略																						
92の3	新居浜市道駅裏 角野線	新居浜市坂井町三丁目甲3458番 4地先から同市星原町甲4713番 6地先まで																				
93～122 省略																						
番号	路線名	区 間																				
1～92の 2 省略																						
93～122 省略																						

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成30年 3月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,175,463
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,510
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して

得票数

246,933

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,940	14,647
南宇和郡	19,423	6,475
松山市・上浮穴郡	438,293	139,716
今治市・越智郡	141,925	47,309
宇和島市・北宇和郡	79,331	26,444
八幡浜市・西宇和郡	38,660	12,887
新居浜市	100,963	33,655
西条市	92,399	30,800
大洲市・喜多郡	52,258	17,420
伊予市	31,679	10,560
四国中央市	74,747	24,916
西予市	33,647	11,216
東温市	28,198	9,400